

フレックスタイム制度の対象者拡充について

1 趣旨

- ・ 本年の人事委員会勧告において、フレックスタイム制度について、仕事と生活の調和や、公務能率の向上、多様で有為な人材の確保の観点から、更なる拡充を図る必要があると報告されたところ。
- ・ 本県におけるフレックスタイム制度については、貴組合の意見を踏まえ、令和4年1月から子育て・介護等職員に限定して導入し、本年1月からは試行として単身赴任者等に対象を拡充したところであるが、制度導入後の利用実態や職員アンケートの回答状況、国や他県を含む働き方改革の浸透状況等を踏まえ、職員のワークライフバランスの更なる実現に向けて、対象を全職員に拡充しようとするもの。

2 現状（利用状況等の検証）

(1) これまでの利用状況（実人員）

① 年度別

令和3年度	令和4年度	令和5年度
10人 (R4.1 導入)	23人	52人 (R6.1 試行 (単身赴任等))

② 本年1月からの試行を踏まえた昨年との利用状況の比較

	R5. 1~12	R6. 1~8	対前年比
本庁・盛岡局管内	16人	18人	1.1倍
県南局管内	7人	8人	1.1倍
沿岸局管内	2人	19人	9.5倍
県北局管内	3人	11人	3.7倍
計	28人	56人	2.0倍

(2) 公務運営の支障等について

- ・ 本年1月の試行後、多くの職員がフレックスタイムを利用している所属もある（最大で6人）が、職員の所属等に対してヒアリングを行った結果、公務運営への支障はないことを確認している。
- ・ また、本年1月から8月までの間にフレックスタイムを利用している職員の所属の超過勤務時間は、5月下旬から夜間・週休日を含め豚熱対応に多くの職員に従事していただいたところであるが、昨年の同時期と変わらない状況。

(3) フレックスタイムに係る職員アンケートの状況（R6.3 行政経営推進課実施）

知事部局等を対象とした職員アンケート結果を見ると、若年層では「対象職員の拡大」・「利用条件の拡充」のいずれも7割を超えるニーズがあるとともに、高齢層にも半数程度のニーズがある。

・ 対象職員の拡大を望むか。

	望む	望まない
20代以下	73%	27%
30代	73%	27%
40代	64%	36%
50代	51%	49%
60代	48%	52%
計	63%	37%

・ 利用条件の拡充を望むか。

	望む	望まない
20代以下	73%	27%
30代	75%	25%
40代	65%	35%
50代	52%	48%
60代	45%	55%
計	64%	36%

(4) 国、他県等の状況

- ・ 国においては、令和7年4月から対象を全職員に拡充。
- ・ 全職員を対象としている団体は増加傾向（昨年10団体⇒本年15団体）。
- ・ 育児等に限定している団体は減少傾向（昨年4団体⇒本年2団体）。

対象者	団体数（東北各県）
全職員	15 団体（宮城）
育児・介護等	2 団体（岩手、青森※R7.1～）
研究所等のみ	7 団体（秋田）
検討中・予定なし	23 団体（山形、福島）

※R6.7 東京都調査（青森県の状況は担当者に聴取り）

- ・ 令和5年4月から全職員を対象としている宮城県では、管理職も含めてフレックスを利用している（R5：100人程度）が、公務に支障は生じておらず、職員・県民からの苦情等もないとのこと。
- ・ 県内では、久慈市が一部の所属について週休3日を含むフレックスタイムの試行を実施（R6.5～8試行、R7.4本格導入予定）。

3 対象者について

現行	拡充後
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 育児・介護を行う職員</li> <li>・ 障がいのある職員</li> <li>・ 通勤治療が必要な職員</li> <li>・ 単身赴任者</li> <li>・ 家族の世話をを行う必要がある職員</li> <li>・ 自己啓発等（大学院通学等）</li> </ul>	<p>全職員を対象とする。</p> <p>（ただし、公務運営の都合上、勤務時間規程に基づき勤務時間が割り振られている所属の職員は、対象外とする。）</p>

4 スケジュール

令和6年12月議会	条例改正
令和7年3月	人事委員会規則等関係例規改正
令和7年4月1日	施行